

プレスリリース [令和3年3月19日]

(計10枚)

城下町大聖寺を重点区域とした加賀市歴史的風致維持向上計画が、国の歴史まちづくり法に基づき主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定されます。石川県では金沢市に次ぎ2例目となります。

加賀市における歴史まちづくり計画が令和3年3月23日付で主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）により認定されます。今回の認定により、全国の認定都市数は86市町となります。

本計画は、歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）に基づき策定するものです。

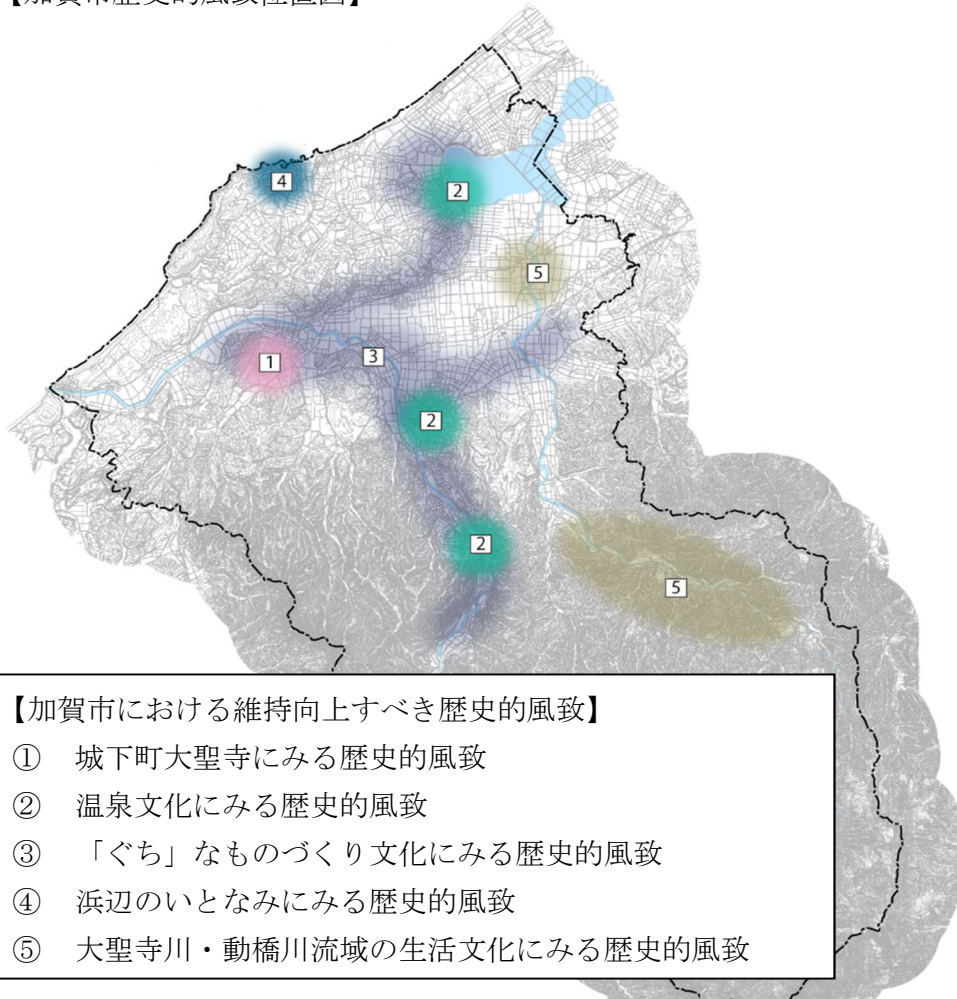
この法は、地域固有の伝統や祭り等の活動と、その活動が行われている歴史的建造物及びその周辺の市街が一体となって形成された良好な市街地環境（歴史的風致）が、担い手不足等により失われつつあることから、それらを維持向上させるために市町村が作成した計画を国が認定し、市町村が重点区域で行う取組みを国が支援するというものです。

当市の計画策定の背景として、城下町大聖寺や温泉文化など多様な歴史的風致が現存する一方で、歴史的な建造物や伝統的な活動などの歴史的風致の維持が困難な状況になっています。そのため、加賀市特有の歴史や文化を反映した良好な歴史的風致を維持向上させ、後世に継承し、歴史まちづくりの推進による地域の活性化を目的としています。

本計画では、優先的かつ重点的に取組みを進める重点区域に「城下町大聖寺」を位置づけ、重要文化財「江沼神社長流亭」の周辺地域にある「江沼神社庭園（旧大聖寺藩邸庭園）」の整備や「錦城山公園」の修景に係る事業、町屋等の歴史的建造物の修理・修景、伝統的な祭礼・芸能の継承に関する事業などを推進し、歴史的風致の維持向上および観光誘客の強化を図ります。

計画名称	加賀市歴史的風致維持向上計画
計画期間	10年間（令和3年度～令和12年度）
重点区域名称	城下町大聖寺
重点区域面積	約205ヘクタール
重要文化財建造物	江沼神社長流亭（重要文化財）

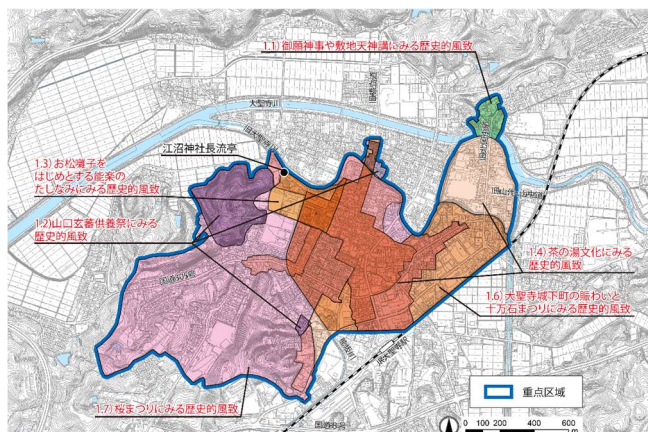
【加賀市歴史的風致位置図】



【加賀市における維持向上すべき歴史的風致】

- ① 城下町大聖寺にみる歴史的風致
- ② 温泉文化にみる歴史的風致
- ③ 「ぐち」なものづくり文化にみる歴史的風致
- ④ 浜辺のいとなみにみる歴史的風致
- ⑤ 大聖寺川・動橋川流域の生活文化にみる歴史的風致

【重点区域：城下町大聖寺】



※重点区域は、「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」又は「重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域」と、「その周辺の土地の区域」

本件へのお問合せ先
 加賀市建設部都市計画課 担当：三瀬 TEL 0761-72-7924

同時発表

文部科学省、農林水産省、北陸地方整備局、近畿地方整備局、九州地方整備局、加賀市、大津市、杵築市

石川^{かがし}県加賀市、滋賀^{おおつし}県大津市、大分^{きつきし}県杵築市の
歴史まちづくり計画の認定式の開催
～小林政務官より各市長に認定証を交付します～

加賀市・大津市・杵築市の歴史まちづくり計画について、歴史まちづくり法に基づき、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。認定式では、小林政務官が主務大臣連名の認定証を各市長に直接交付します。

今回の認定により、認定都市数は86市町となります。

（歴史まちづくり法および各市の詳細は別紙参照）



【加賀市】十万石まつりの万燈みこし



【大津市】日吉大社の山王祭



【杵築市】天神祭り

【認定式】

1. 日 時 令和3年3月23日（火）17:00～
2. 場 所 小林国土交通大臣政務官室
（千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）
3. 取 材 ・報道関係者に限り取材が可能です。希望される方は、令和3年3月22日（月）17時までに、下記国土交通省担当者までお申し込みください。
・取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までと、認定式終了後に各市長へのぶら下がり取材が可能です。

- ・当日は、16：45までに4階エレベーターホールにお集まりください。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、取材は各社1名とし、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」等の感染症予防対策にご協力をお願いします。

※国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

【問い合わせ先】

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 石川、中井
TEL : 03(5253)8111(内線 32983、32986) / 03(5253)8954 (直通) FAX : 03-5253-1593
- 文化庁 文化資源活用課 山名、樋口
TEL : 03(5253)4111(内線 2869、2738) / 03(6734)2415 (直通)
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 小澤、加藤
TEL : 03(3502)8111(内線 5534) / 03(3502)6004 (直通)

1. 歴史まちづくりとは

全国各地には、城や神社仏閣とその周辺の町家や武家屋敷等から成る市街地と、祭礼行事、民俗芸能、昔ながらの生業等の人々の伝統的な営みや活動とが一体となって、地域の個性とも言える歴史的な情緒や風情を醸し出すまちが多くあります。

歴史まちづくり法では、これらを地域固有の資産として捉え、ハード・ソフト両面の取組により維持向上を図り、地域の活性化や歴史・伝統文化の保存・継承を支援しています。

【参考：全国に広がる歴史まちづくり計画】

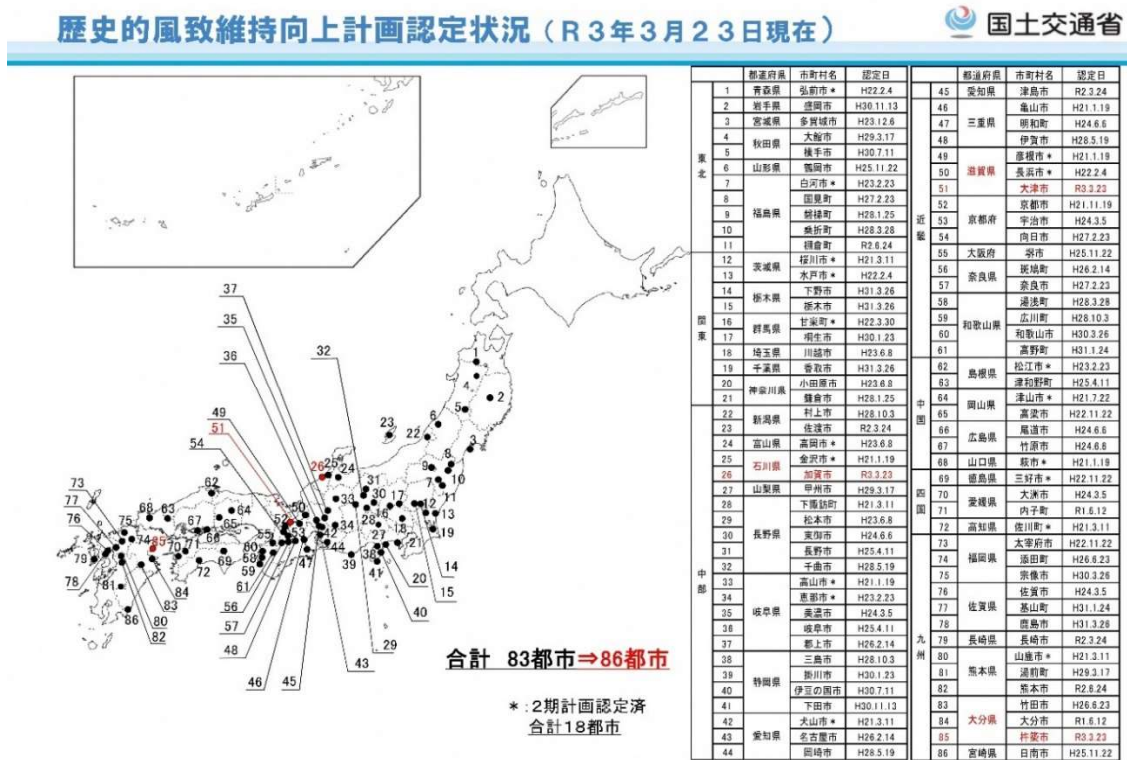


図 歴史まちづくり計画の認定状況

各都市の歴史まちづくり計画については、以下の国土交通省ホームページにて紹介しています。

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

2. 各都市の歴史まちづくり計画の概要

いしかわけんか が し

石川県加賀市における歴史的風致維持向上計画の概要

○加賀市歴史的風致維持向上計画

加賀市では、重要文化財「江沼神社 長流亭」を核とし、その周辺にひろがる城下町大聖寺のまちなみにおいて、御願神事や敷地天神講、山口玄蕃供養祭、十万石まつりが行われる等、固有の風情を感じられる歴史的風致が形成されています。

本計画では、大聖寺地区に所在する「江沼神社庭園（旧大聖寺藩邸庭園）」の整備や「錦城山公園」の修景に係る事業、町屋等の歴史的建造物の修理・修景、伝統的な祭礼・芸能の継承に関する事業等を位置づけ、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととしています。



江沼神社長流亭



菅生石部神社の御願神事



十万石まつりでの万燈みこし



江沼神社庭園

しがけんおおつし
滋賀県大津市における歴史的風致維持向上計画の概要

○大津市歴史的風致維持向上計画

大津市では、国宝「日吉大社西本宮本殿及び拝殿」や重要伝統的建造物群保存地区「大津市坂本伝統的建造物群保存地区」周辺で行われる山王祭の神輿神幸、名勝「居初氏庭園」や登録有形文化財「浮御堂」周辺のまちなみで琵琶湖を背景に行われる祭礼行事、重要文化財「大津別院本堂」や多くの町家が残るまちなみを背景に行われる大津祭の曳山行事等、固有の風情が感じられる歴史的風致が形成されています。

本計画では、市内に数多く存在する歴史的建造物の保存修理に係る事業や、道路の拡幅・美装化、一般住宅の外観修景整備への補助事業等を位置づけ、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととしています。



日吉大社の山王祭



大津市坂本伝統的建造物群保存地区



堅田の浮御堂



大津祭の曳山行事

おおいたけん きつきし
大分県杵築市における歴史的風致維持向上計画の概要

○杵築市歴史的風致維持向上計画

杵築市では、重要伝統的建造物群保存地区「きつきしきただいみなみだい杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区」や史跡「きつきじょうあと杵築城跡」及びその周辺のまちなみにおいて、てんじんまつ天神祭りやぎおんまつ祇園祭り、おたうえさい御田植祭が行われる等、固有の風情を感じられる歴史的風致が形成されています。

本計画では、杵築城やその城下町の歴史的建造物の保存修理事業や修景整備事業、杵築市の歴史資料を保管・展示する収蔵場所の整備に関する事業等を位置づけ、歴史的風致の維持及び向上を図っていくこととしています。



杵築市北台南台伝統的建造物群保存地区



杵築城



天神祭り



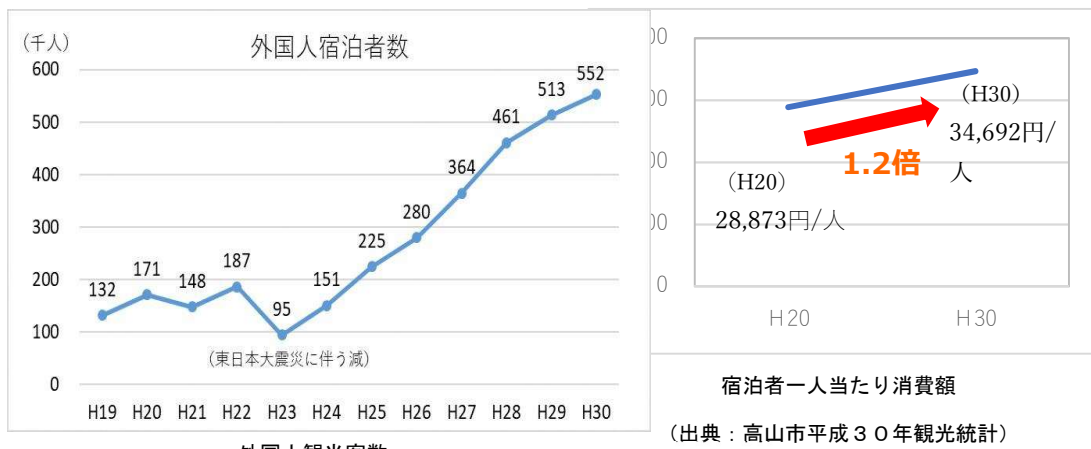
御田植祭（若宮八幡社）

3. 全国的な事例

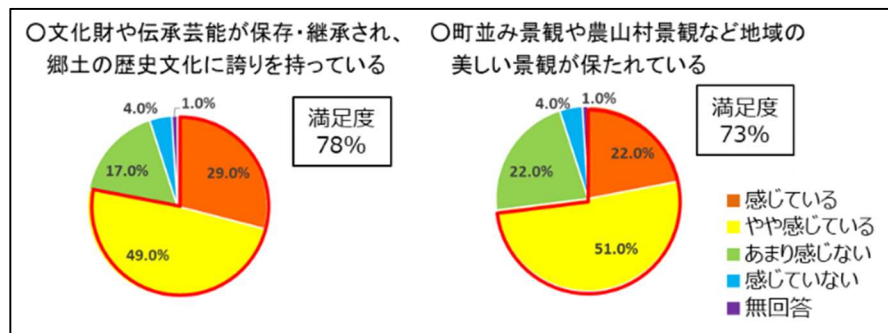
歴史まちづくり計画に基づく取組により、全国各地の都市では、地域経済の活性化や、住民の誇り・地域への愛着の醸成が図られています。

<岐阜県高山市の事例>

- 📌 ホームページや案内板の多言語化等の外国人観光客の受入環境整備や、SNSの活用、海外旅行博への出典等により、地域固有の歴史文化の魅力を積極的に発信した結果、外国人観光客の大幅な増加が見られました。また、宿泊者一人あたりの消費額も増加傾向にあります。



- 📌 地域の歴史文化を伝える「飛騨高山まちの博物館」の整備や、地域の伝統文化の保存・継承等を推進することで、住民満足度の向上に繋がっています。



(出典：高山市歴史的風致維持向上計画 最終評価シート (H20~H29))

<滋賀県彦根市の事例>

- 👉 歴史的建造物として昭和 20 年以前の建物を「町屋」として位置付け、産官学民が連携した組織「小江戸ひこね町屋活用コンソーシアム」を立ち上げ、これまでに 25 件の空き町屋が取引され、歴史的建造物の利活用の促進を図っています。



空き町屋活用事例「ゲストハウス無我」(撮影：笹倉洋平)